

議題 3

広島市教育委員会規則の一部改正について（議案）

- 1 広島市学校給食センター条例施行規則の一部改正について（議案第 33 号） 25
- 2 広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について（議案第 34 号） 32

議案第 33 号

令和 7 年 9 月 26 日提出

広島市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

広島市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 広島市学校給食センター条例施行規則（昭和 47 年広島市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 条の規定に基づき、条例」を削る。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（給食の対象範囲）

第 2 条 条例別表に定める給食の対象範囲のうち教育委員会が定めるものは、次のとおりとする。

名称	給食の対象範囲		
広島市 北部地 区学校 給食セ	安佐 南区	小学校	広島市立八木小学校及び広島市立川内小学校
		中学校	広島市立城山北中学校、広島市立安佐中学校及び広島市立安佐南中学校

ンター	安佐 北区	小学校	広島市立井原小学校、広島市立志屋小学校、広島市立高南小学校、広島市立三田小学校、広島市立狩小川小学校、広島市立深川小学校、広島市立亀崎小学校、広島市立真亀小学校、広島市立落合東小学校、広島市立大林小学校、広島市立三入小学校、広島市立三入東小学校、広島市立可部小学校、広島市立可部南小学校、広島市立亀山小学校、広島市立亀山南小学校、広島市立鈴張小学校、広島市立飯室小学校、広島市立筒瀬小学校及び広島市立日浦小学校
		中学校	広島市立白木中学校、広島市立高陽中学校、広島市立亀崎中学校、広島市立落合中学校、広島市立口田中学校、広島市立三入中学校、広島市立可部中学校、広島市立亀山中学校、広島市立清和中学校及び広島市立日浦中学校

第2条 広島市学校給食センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条の表広島市北部地区学校給食センターの項中「広島市立落合東小学校」の右に「、広島市立落合小学校」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 7 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

広島市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

1 改正の理由

広島市北部地区学校給食センターの設置に伴い、同センターの給食の対象範囲を定める等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 広島市北部地区学校給食センターの給食の対象範囲のうち、安佐南区及び安佐北区の市立の小学校及び中学校を定める。
- (2) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 7 日。ただし、2 の(1)の改正のうち、広島市立落合小学校については、同年 4 月 1 日から施行する。

現行改正比較表（広島市学校給食センター条例施行規則）【第1条：令和8年1月7日施行】

現 行	改 正															
(趣旨) 第1条 この規則は、広島市学校給食センター条例（昭和47年広島市条例第44号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 _____ _____ _____	(趣旨) 第1条 この規則は、広島市学校給食センター条例（昭和47年広島市条例第44号。以下「条例」という。）_____の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （給食の対象範囲） 第2条 条例別表に定める給食の対象範囲のうち教育委員会が定めるものは、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th colspan="3">給食の対象範囲</th></tr><tr><td rowspan="2">広島市北部地区学校給食センター</td><td>安佐南区</td><td>小学校</td><td>広島市立八木小学校及び広島市立川内小学校</td></tr><tr><td></td><td>中学校</td><td>広島市立城山北中学校、広島市立安佐中学校及び広島市立安佐南中学校</td></tr><tr><td>二</td><td>安佐北区</td><td>小学校</td><td>広島市立井原小学校、広島市立志屋小学校、広島市立高南小学校、広島市立三田小学校、広島市立狩小川小学校、広島市立深川小学校、広島市立亀崎小学校、広島市立真亀小学校、広島市立落合東小学校、広島市立大林小学校、広島市立三入小学校、広島市立三入東小学校、広島市立可部小学校、広島市立可部南小学校、広島市立亀山小学校、広島市立亀</td></tr></table>	名称	給食の対象範囲			広島市北部地区学校給食センター	安佐南区	小学校	広島市立八木小学校及び広島市立川内小学校		中学校	広島市立城山北中学校、広島市立安佐中学校及び広島市立安佐南中学校	二	安佐北区	小学校	広島市立井原小学校、広島市立志屋小学校、広島市立高南小学校、広島市立三田小学校、広島市立狩小川小学校、広島市立深川小学校、広島市立亀崎小学校、広島市立真亀小学校、広島市立落合東小学校、広島市立大林小学校、広島市立三入小学校、広島市立三入東小学校、広島市立可部小学校、広島市立可部南小学校、広島市立亀山小学校、広島市立亀
名称	給食の対象範囲															
広島市北部地区学校給食センター	安佐南区	小学校	広島市立八木小学校及び広島市立川内小学校													
		中学校	広島市立城山北中学校、広島市立安佐中学校及び広島市立安佐南中学校													
二	安佐北区	小学校	広島市立井原小学校、広島市立志屋小学校、広島市立高南小学校、広島市立三田小学校、広島市立狩小川小学校、広島市立深川小学校、広島市立亀崎小学校、広島市立真亀小学校、広島市立落合東小学校、広島市立大林小学校、広島市立三入小学校、広島市立三入東小学校、広島市立可部小学校、広島市立可部南小学校、広島市立亀山小学校、広島市立亀													

現 行	改 正			
				<u>山南小学校、広島市立 鈴張小学校、広島市立 飯室小学校、広島市立 簡瀬小学校及び広島市 立日浦小学校</u>
			中学校	<u>広島市立白木中学校、 広島市立高陽中学校、 広島市立亀崎中学校、 広島市立落合中学校、 広島市立口田中学校、 広島市立三入中学校、 広島市立可部中学校、 広島市立亀山中学校、 広島市立清和中学校及 び広島市立日浦中学校</u>
(職員)	(職員)			
第2条 給食センターに所長その他の職員を置く。	第3条 給食センターに所長その他の職員を置く。			
2 所長は、上司の命を受け、給食センターの業務を掌り、所属職員を指導監督する。	2 所長は、上司の命を受け、給食センターの業務を掌り、所属職員を指導監督する。			
3 その他の職員は、所長の命を受け、所掌事務に従事する。	3 その他の職員は、所長の命を受け、所掌事務に従事する。			
4 所長に事故があるときは、上席の職員がその職務を代理する。	4 所長に事故があるときは、上席の職員がその職務を代理する。			
(委任)	(委任)			
第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。	第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。			

現行改正比較表（広島市学校給食センター条例施行規則）【第2条：令和8年4月1日施行】

現 行				改 正			
第1条 （略） （給食の対象範囲）				第1条 （現行に同じ。） （給食の対象範囲）			
第2条 条例別表に定める給食の対象範囲のうち 教育委員会が定めるものは、次のとおりとする。				第2条 条例別表に定める給食の対象範囲のうち 教育委員会が定めるものは、次のとおりとする。			
名称	給食の対象範囲			名称	給食の対象範囲		
広島市北部地区学校給食センター	(略)			広島市北部地区学校給食センター	(現行に同じ。)		
	安佐北区	小学校	広島市立井原小学校、 広島市立志屋小学校、 広島市立高南小学校、 広島市立三田小学校、 広島市立狩小川小学校、 広島市立深川小学校、 広島市立亀崎小学校、 広島市立真亀小学校、 広島市立落合東小学校 _____ ____、広島市立大林小学校、 広島市立三入小学校、 広島市立三入東小学校、 広島市立可部小学校、 広島市立可部南小学校、 広島市立亀山小学校、 広島市立亀山南小学校、 広島市立鈴張小学校、 広島市立飯室小学校、 広島市立筒瀬小学校及び広島市立日浦小学校		安佐北区	小学校	広島市立井原小学校、 広島市立志屋小学校、 広島市立高南小学校、 広島市立三田小学校、 広島市立狩小川小学校、 広島市立深川小学校、 広島市立亀崎小学校、 広島市立真亀小学校、 広島市立落合東小学校、 広島市立落合小学校、 広島市立大林小学校、 広島市立三入小学校、 広島市立三入東小学校、 広島市立可部小学校、 広島市立可部南小学校、 広島市立亀山小学校、 広島市立亀山南小学校、 広島市立鈴張小学校、 広島市立飯室小学校、 広島市立筒瀬小学校及び広島市立日浦小学校
	(略)				(現行に同じ。)		
第3条・第4条 （略）				第3条・第4条 （現行に同じ。)			

議案第 34 号

令和 7 年 9 月 26 日提出

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について
広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則
広島市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和 62 年広島市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 可部地区学校給食センターの項中「可部地区学校給食センター」を「北部地区学校給食センター」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 7 日から施行する。

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について

1 改正の理由

可部地区学校給食センターの廃止に伴い、同センターにおける安全衛生推進者となるべき者の職に係る規定を削る等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 可部地区学校給食センターの廃止に伴い、同センターにおける安全衛生推進者となるべき者の職に係る規定を削る。
- (2) 北部地区学校給食センターの設置に伴い、同センターにおける安全衛生推進者となるべき者の職を所長と定める。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 7 日

現行改正比較表（広島市教育委員会職員安全衛生管理規則）

現 行	改 正												
(趣旨) 第1条 この規則は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、職場における職員の安全と健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第7条 （略） (安全衛生推進者) 第8条 法第12条の2の規定に基づき、安全衛生推進者を置く。 2 安全衛生推進者の設置機関及び安全衛生推進者となるべき者の職は、別表第2のとおりとする。 第9条～第27条 （略） 別表第1 （略） 別表第2（第8条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置機関</th><th>安全衛生推進者となるべき者の職</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可部地区学校給食センター</td><td>所長</td></tr> <tr> <td>阿戸地区学校給食センター</td><td>所長</td></tr> </tbody> </table> 別表第3（第10条関係） （略）	設置機関	安全衛生推進者となるべき者の職	可部地区学校給食センター	所長	阿戸地区学校給食センター	所長	(趣旨) 第1条 （現行に同じ。） 第2条～第7条 （現行に同じ。） (安全衛生推進者) 第8条 （現行に同じ。） 2 （現行に同じ。） 第9条～第27条 （現行に同じ。） 別表第1 （現行に同じ。） 別表第2（第8条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置機関</th><th>安全衛生推進者となるべき者の職</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部地区学校給食センター</td><td>所長</td></tr> <tr> <td>阿戸地区学校給食センター</td><td>所長</td></tr> </tbody> </table> 別表第3（第10条関係） （現行に同じ。）	設置機関	安全衛生推進者となるべき者の職	北部地区学校給食センター	所長	阿戸地区学校給食センター	所長
設置機関	安全衛生推進者となるべき者の職												
可部地区学校給食センター	所長												
阿戸地区学校給食センター	所長												
設置機関	安全衛生推進者となるべき者の職												
北部地区学校給食センター	所長												
阿戸地区学校給食センター	所長												